

介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入について

1. 概要・目的

本市では、介護サービスに係る指定及び報酬請求(加算届出を含む)に関連する指定届出について、厚生労働省にて運用している「電子申請・届出システム」を利用した受付を、令和6年10月1日から開始します。

このシステムでは、画面上で直接、様式・付表のウェブ入力ができるとともに、添付書類もシステム上で一緒に提出することができるため、介護事業所側の申請届出のための業務負担が大きく削減されることが期待されます。

ぜひ、申請届出の際には、このシステムを積極的にご活用いただけますよう、お願い申し上げます。

2. 受付可能な申請・届出の種類

(1) 対象サービス

- ① 地域密着型サービス
- ② 居宅介護支援
- ③ 介護予防支援
- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業

(2) 対象手続き

- ① 新規指定申請
- ② 更新申請
- ③ 変更届出
- ④ 廃止届出
- ⑤ 休止・再開の届出
- ⑥ 加算に関する届出

3. 利用方法

システムは下記 URL から利用できますが、利用には**GビズID**が必要です。また、システム上当市の申請様式等の用意はありません。予めデータを用意してからシステムを利用してください。

・ 電子申請・届出システム

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

(1) 利用準備

① GビズIDの作成

GビズIDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。GビズIDには、[gBizIDプライ](#)

△、gBizIDメンバー、gBizIDエントリーという 3 種類のアカウントがありますが、本システムを利用するためにはgBizIDプライム、gBizIDメンバーどちらかのIDが必要となります。

事業所が把握していない場合であっても、既に法人がGビズIDをもっている場合があるため内部で確認してから登録してください。

作成は、押印のある申請書と印鑑証明書をGビズID運用センターへ郵送するため、2週間ほどかかります。

- ・ GビズID

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

なお、電子申請・届出システムの操作方法については、システム内のヘルプに掲載の操作マニュアルをご参照ください。

(2) 申請様式について

システム内でアップロードする様式については、ホームページにて確認してください。